

かいごほけんだより

令和6年(2024年)度版

No.27

発行:江東区福祉部介護保険課
〒135-8383 江東区東陽4-11-28
電話 3647-9111(代)
FAX 3647-9466



介護保険制度は、介護に対する不安や負担を社会全体で支えるしくみです。
介護保険料は、高齢者人口や介護保険サービス等にかかる費用の推計から算出し、3年ごとに見直しが行われます。介護保険の財源は、皆様からお支払いいただく保険料で23%、40～64歳の方の保険料で27%、公費で50%がまかなわれており、一人ひとりの保険料が、介護保険制度を支えています。江東区は介護給付費準備基金を活用し、保険料の上昇抑制に努めております。保険料は大切な財源です。安心して介護サービスを利用することができるように、今年度も保険料納付にご協力いただきますよう、お願いいたします。

令和6年度(2024年度) 65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料

所得段階	対 象 者		年 額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者かつ世帯全員が住民税非課税の方、及び世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		21,120円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円以下の方	29,760円
第3段階		合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間120万円を超える方	48,360円
第4段階	本人が住民税非課税	※世帯に住民税課税者がいる方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	63,240円
第5段階		世帯に住民税課税者がいる方で、第4段階に該当しない方	74,400円
第6段階	本人が住民税 課税で、合計所得額が	125万円未満の方	85,560円
第7段階		125万円以上200万円未満の方	96,720円
第8段階		200万円以上300万円未満の方	119,040円
第9段階		300万円以上400万円未満の方	133,920円
第10段階		400万円以上500万円未満の方	148,800円
第11段階		500万円以上600万円未満の方	163,680円
第12段階		600万円以上800万円未満の方	186,000円
第13段階		800万円以上1,000万円未満の方	208,320円
第14段階		1,000万円以上1,500万円未満の方	223,200円
第15段階		1,500万円以上2,000万円未満の方	238,080円
第16段階		2,000万円以上2,500万円未満の方	252,960円
第17段階		2,500万円以上3,000万円未満の方	260,400円
第18段階		3,000万円以上の方	267,840円

- 介護保険料は、当該年度のご本人と世帯員の課税状況やご本人の合計所得金額などに応じて、各段階に区分されます。
※「世帯」は、毎年4月1日時点の状況に基づいて決められます。
- 第1段階から第3段階は、低所得者負担軽減措置の適用により、保険料が軽減されています。
- 表中の「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、繰越損失がある場合には、繰越控除前の金額をいいます。
- 土地・建物の譲渡所得については特別控除後の金額が適用され、第1～5段階の方については公的年金等にかかる雑所得が合計所得金額から控除されます。
- 「課税年金収入額」とは公的年金等の収入金額（障害年金・遺族年金等の非課税年金を除く公的年金の受給総額）を指します。
- 第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

- 1 6月の住民税確定後に所得額や世帯の課税状況に変更があると、保険料も変更になることがあります。
- 2 令和6年1月2日以降に転入の方は所得額や前住所地での課税状況が不明なため、当初は低い段階で仮計算した額で納めます。保険料は所得額等の確認後に再計算し、差額の納付書を後日お送りします。
また、所得の修正申告をされた場合、介護保険料が変更になることがあります。
修正申告をされた場合はご連絡ください。
- 3 特別徴収の方の4月と6月の保険料は、住民税確定前のため、前年度2月と同額で仮徴収します。当該年度の保険料は8月以降で調整するため、各月の納付金額が一定でない場合もあります。

保険料を納めないでいると

保険料を納めない状態が続くと、さまざまな措置がとられることがあります。

納期限より

1年以上滞納すると

介護保険サービス等を利用した場合、いったん全額を自己負担し、後で申請して保険給付を受け取ること（償還払い）があります。

納期限より

1年6ヶ月以上滞納すると

介護保険サービス等の利用料全額を自己負担した後、保険給付が一時差し止められ、滞納している保険料を、保険給付から差し引く措置がとられる場合があります。

納期限より

2年以上滞納すると

利用者の自己負担が3割（一定以上の所得のある方は4割）負担に引き上げられたり、高額介護サービス費が支給されなくなるなどの措置がとられます。



注意

一定の資産を有する長期滞納者に対しては、資産の差し押さえ（滞納処分）を行う場合があります。

■ 納付相談について

滞納してしまった保険料を分割して納付する方法もありますので、介護保険課資格保険料係までご相談ください。

■ 徴収嘱託員が訪問します

保険料未納世帯には、徴収嘱託員が直接訪問します。また、外出が困難な方には、ご希望によりご自宅まで徴収に伺いますので、介護保険課資格保険料係までご連絡ください。

※徴収嘱託員は、必ず身分証明書を携帯しています。

■ 納付案内センター（コールセンター）から電話をします

保険料未納の方には、納め忘れなどを早期に解消していただくために介護保険納付案内センター（コールセンター）から納付案内の電話をします。

納付した介護保険料は社会保険料の税控除の対象になります

毎年1月から12月までに納めた介護保険料は、その年の社会保険料控除として所得控除の対象となります。確定申告の際は、下記を参考にして介護保険料の納付額を算出してください。

● 納付書で納めた方は

領収証書の日付を確認して、1年間に支払った保険料額を合計してください。改めて通知はありません。

● 口座振替で納めた方は

毎年12月中旬以降に介護保険課から届く「介護保険料口座振替済のお知らせ」をご確認ください。

● 年金から差し引きで納めた方は

毎年1月に日本年金機構から届く「公的年金等の源泉徴収票」（はがき）に記載されている金額をご確認ください。

※年金から差し引きされた保険料は、その年金受給者本人のみに社会保険料控除が適用されます。

※妻の年金から差し引きされた保険料は、夫の社会保険料控除に含むことはできません。

※1年の途中で納付方法が変更になった場合や、転入等により前住所地で納めた保険料がある場合などは、それらを合算して申請できます。

※障害年金や遺族年金を受給している方で、日本年金機構から源泉徴収票が届かない場合は、1年間の納付額の確認書を発行しますので、介護保険課資格保険料係までお問い合わせください。

■ 介護保険についてのお問い合わせは（区役所3階 2～6番窓口）

- | | |
|------------------------------------|---|
| ● 保険証や保険料について… 資格保険料係 ☎(3647) 9493 | ● 介護サービス利用相談…… 在宅支援係 ☎(3647) 9099 |
| ● 要介護認定について…… 認定係 ☎(3647) 9496 | ● 介護保険外の |
| ● 訪問調査について…… 調査係 ☎(3647) 9497 | 高齢者の在宅サービスについて…… 在宅支援係 ☎(3647) 4319 |
| ● 保険給付について…… 給付係 ☎(3647) 9498 | ● ホームページ… https://www.city.koto.lg.jp/fukushi/kaigohoken |